

九尺排水機場の補修事業が始まりました

～農用地区域からの除外制限について～

○九尺排水機場とは？

大雨の際に春日部市、松伏町の農地の湛水を防止するために、松伏町魚沼に平成3年度～平成11年度に排水路とあわせて建設されました。松伏町が所有し、春日部市と協力し管理を行っています。

○補修事業とは？

建設後、毎年度の点検や必要な修繕を行ってきましたが、約20年が経過し、大規模な補修が必要となりました。このため、補修事業を行います。

- ▷ 事業主体 埼玉県
- ▷ 事業期間 令和2年度～令和5年度（予定）

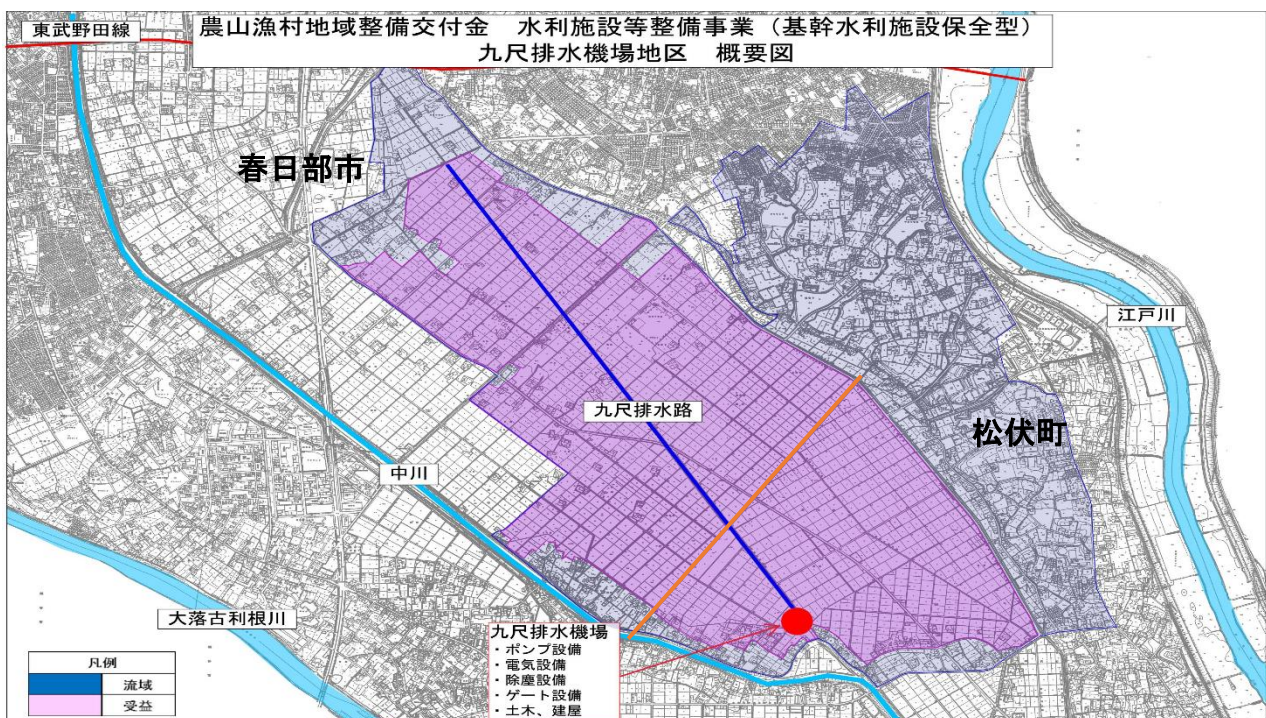
○農用地区域からの除外制限とは？

九尺排水機場の受益地は、下図の範囲の農業振興地域内の農用地等です。（ピンク色に着色された部分）

補修事業が始まってから完了後8年間（令和2年度から令和13年度予定）は、農用地区域からの除外が制限されます。（詳細は裏面）

○対象となる区域

（所有地が対象区域かご不明な場合、地番で確認できますので、お問合せください）



○農用地区域とは？

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興に必要な地域として、将来的にも田や畑といった農用地等の土地利用を図る区域のことです。この区域内の農用地等は、一般的に「青地」と呼ばれています。農業の生産性を向上する土地改良事業等の対象地になります。

○農用地区域からの除外とは？

農用地等（青地）を他の目的（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地、資材置場、駐車場など）に利用するために必要な手続きの一つです。

除外は、法律に規定する次の5つの要件を全て満たした場合に限ります。

5 要件

- ①除外することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の土地で代替できないこと
- ②農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ③効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと
- ④土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤土地改良事業等が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること

※土地改良事業等が実施された農地は、実施されていない農地と比較して、営農条件が優れるため、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、国はこのような農地を一定期間（8年間）農用地区域として確保することとしています。

※⑤の要件の始期は、土地改良事業等の実施が確定した時点から開始します。（令和2年3月国のガイドラインの改正による。）

※九尺排水機場の受益地は、予定通り令和5年度に補修事業が完了した場合、①～④の要件を満たした場合でも、令和2年度から令和13年度まで除外が制限されます。

なお、補助事業の期間は予定であり、延長される場合があります。